

平成21年度公共事業等事前評価調書（簡易型）

(森林機能の維持・向上による評価)

(区分) 国補・県単

事業名	水源流域広域保全事業（火山地域）	事業箇所	山梨市 牧丘町 北原	地区名	琴川上流	事業主体	山梨県
<p>(1) 事業概要</p> <p>①課題・背景 本箇所は、山梨市牧丘町北原地区に設置された琴川ダム上流の重要な水源林となっているが、林分が過密であるため森林の水源かん養機能が低下し、また近年の集中豪雨により渓流の荒廃も顕著となっている。このため森林整備等により保安林の機能回復を早急に図る必要がある。</p> <p>②整備目標・効果</p> <p>□主要目標 ○森林機能の維持・向上 要整備森林の状況(ランク) $4 \geq 3 \ast$ 目標値 1 林分密度(Ry) $0.8 \geq 0.8 \ast$ 目標値 0.7 山地荒廃率(%) $4.4 \geq 0.5 \ast$ 目標値 0.3</p> <p>□副次目標 ○土石流被害の防止 保全対象 人家 6戸、林道 3,000m、琴川ダム 緊急度・危険度 $10 \geq 10$ 点 \ast 被害軽減額 $385 \geq 340$ 百万円 (※: 評価基準値)</p> <p>③目標の達成方法 林分密度の調整については森林整備を実施する。併せて山腹崩壊地及び荒廃渓流については、山腹工、治山ダムの整備を行うことで、発生源対策、渓床勾配の緩和及び山脚の固定を図り、保安林機能を回復させ、良好な森林の維持造成を図る。</p>				<p>(3) 事業の妥当性評価</p> <p>①公共関与の妥当性（行政が行うべき事業か） <input checked="" type="checkbox"/> 妥当・妥当でない ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当</p> <p>②事業執行主体の妥当性（県が行うべきか） <input checked="" type="checkbox"/> ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備</p> <p>③経済妥当性 費用便益費 便益(B)／費用(C) = $7.23 > 1.0$ ・便益(B) = 1584 百万円 ・費用(C) = 219 百万円</p> <p>④事業実施・規模の妥当性 ・要整備森林 50ha の整備を実施し、森林状態 4 (林内暗く下層植生なし) から 1 (林内明るく立体的樹冠を構成) へ導く</p> <p>⑤整備手法の有効性 ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効</p> <p>⑥環境負荷への配慮 ・切土盛土面は緑化し、裸地を残さない ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を低減する</p> <p>⑦事業計画の熟度 ・全域県有林内であり、計画調整済み</p> <p><妥当性評価> ・7項目全て妥当であることから、実施が妥当と判断する</p> <p>(4) 事業間優先度評価 ・貢献度ランク：a、副次効果ランク：1 ∴ 優先度評価：S I</p> <p>(5) 総合評価 ・(3) 及び(4)の結果から「最優先で実施」</p> <p>【事業位置図等】</p>			
省 略							